

判決年月日	平成 1 8 年 8 月 3 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成17年(ネ)10070号		
○ 振動制御器に組み込まれたソフトウェアプログラムにつき著作権（翻案権）を有すると主張する控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人の製品の頒布等の差止め及び損害賠償を請求した事案において、当該プログラムの著作権は、著作権法 6 1 条 2 項の推定にかかわらず、翻案権も含めて控訴人と被控訴人との契約に基づき被控訴人に譲渡されたと認定できるとした事例			

（関連条文）著作権法27条、61条2項

判 決 要 旨

控訴人は、振動制御システムを販売する~~被告人~~被控訴人の行為が、振動制御器に組み込まれているソフトウェアプログラム（本件プログラム）について控訴人が有する著作権（翻案権）を侵害していると主張して、被控訴人に対し、被控訴人の製品の頒布等の差止め及び損害賠償を請求した。原判決はこれを棄却した。

争点は、本件プログラムの著作物性の有無、その翻案権の帰属、その翻案権の留保の有無、控訴人と被控訴人との間の契約解除による本件プログラムの翻案権の復帰の有無である。

本判決は、本件プログラムの著作物性を認めた上で、以下のとおり判断をして、控訴人の控訴を棄却した。

① 控訴人と被控訴人との間で締結された基本契約及び個別契約は、被控訴人の委託により控訴人が開発したプログラムであっても、その著作権を当然に控訴人が被控訴人に譲渡する趣旨のものであると解釈される。したがって、本件プログラムの著作権は、契約に基づき、当然に控訴人から被控訴人に譲渡され、被控訴人に帰属する。

② 当該契約では本件プログラムの翻案権は譲渡の目的として特に掲げられていないことから、著作権法61条2項により、翻案権は控訴人に留保されたものと推定される。しかし、当該契約の交渉経緯及び条項の内容を踏まえると、控訴人と被控訴人の間には本件プログラムの翻案権を被控訴人に帰属させるという合意がある。

③ 控訴人による契約解除は、仮に解除原因が存在し、解除の意思表示が有効であったとしても、遡及効はなく、将来に向かって効力を生じるものと解される。そうすると、当該解除によって、既に形成された法律関係が解消されるわけではなく、当該契約により被控訴人に帰属した権利が控訴人に復帰するものではない。